

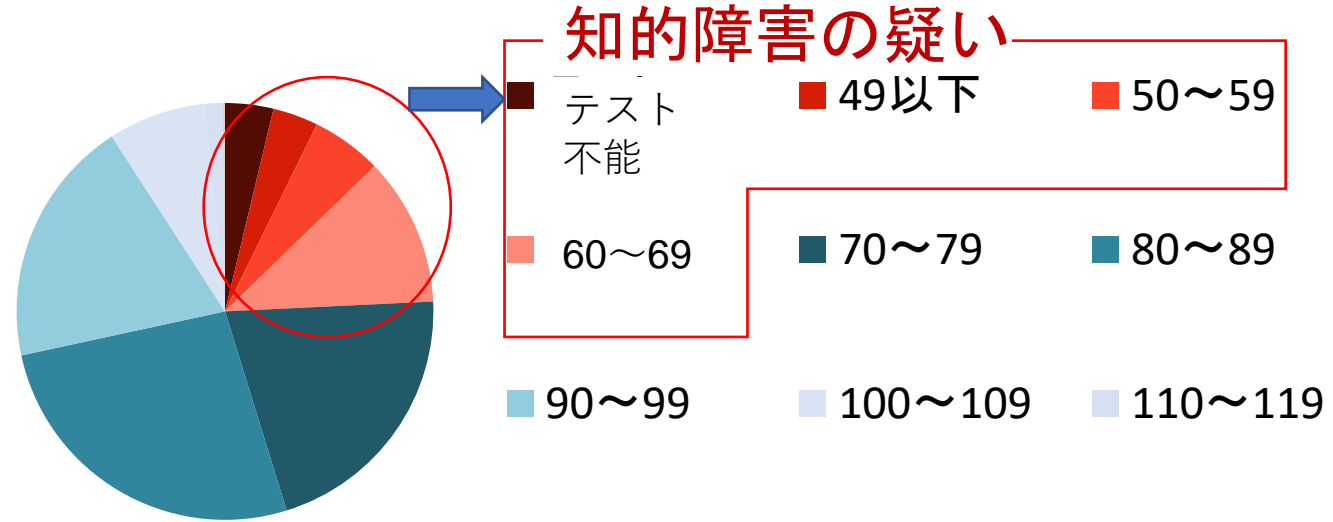
罪に問われた障害者の支援

(社福)南高愛隣会 理事(共生社会を創る愛の基金担当)
(NPO)ストローク会 理事長
(NPO)就労継続支援A型事業所全国協議会 理事

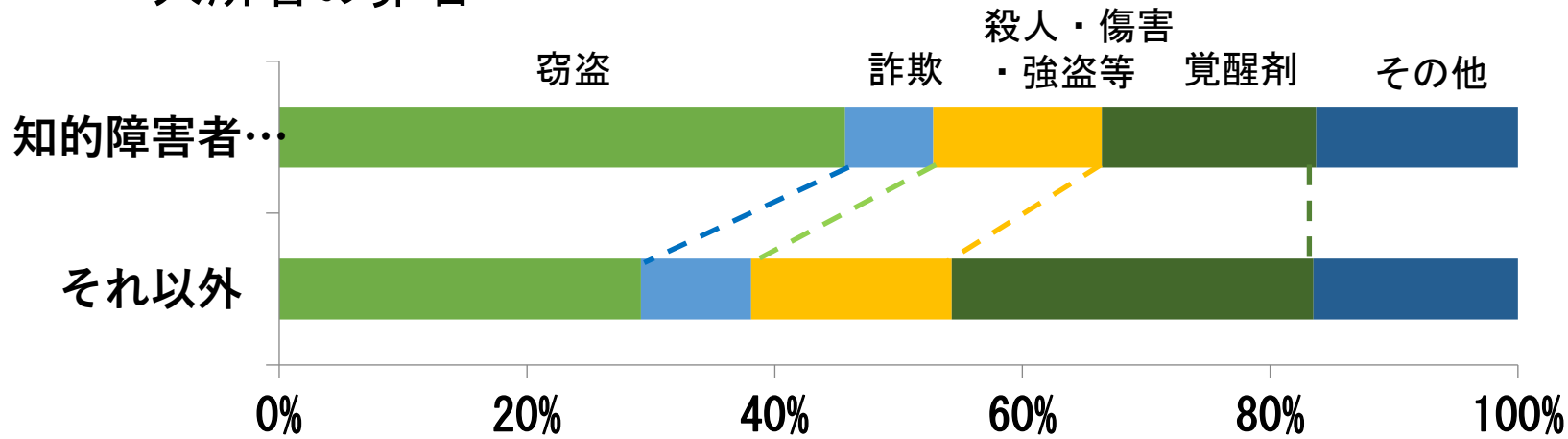
村木 太郎

刑務所の中の知的障害者

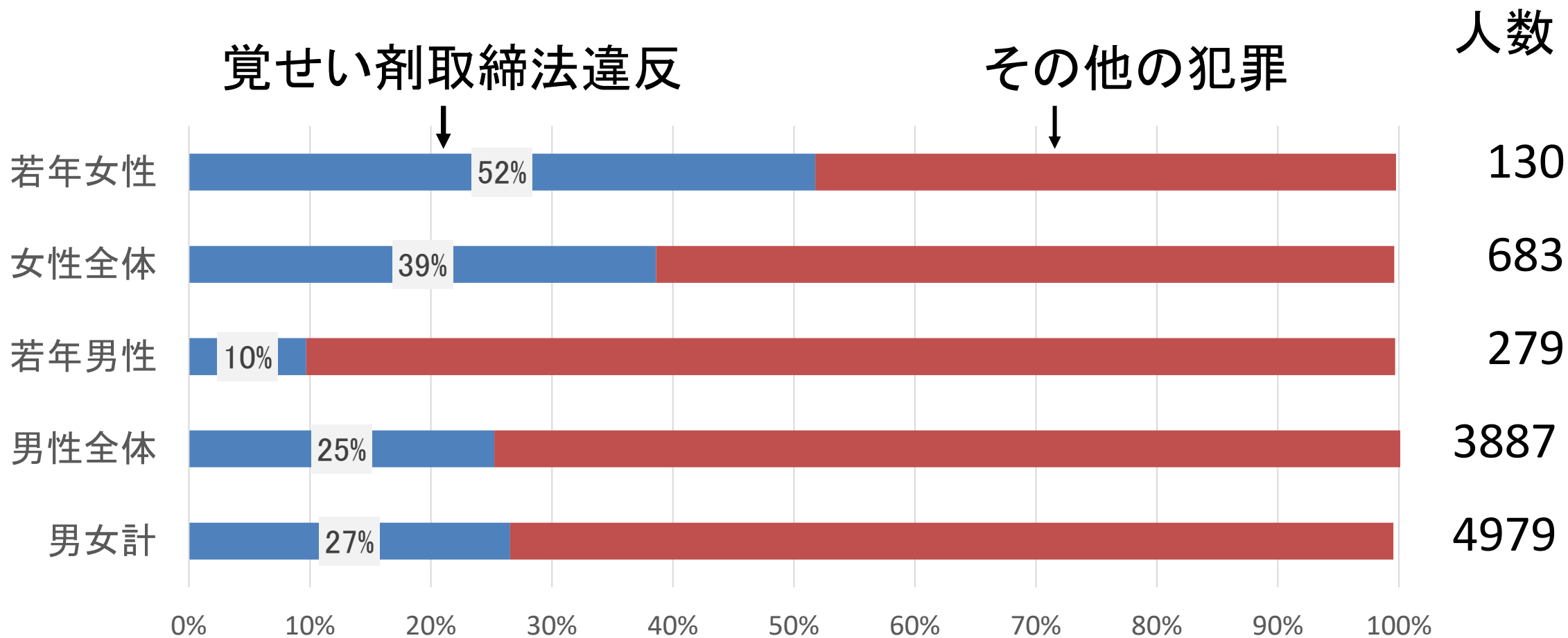
入所者の知能指数
(CAPAS能力検査による相当値)



入所者の罪名

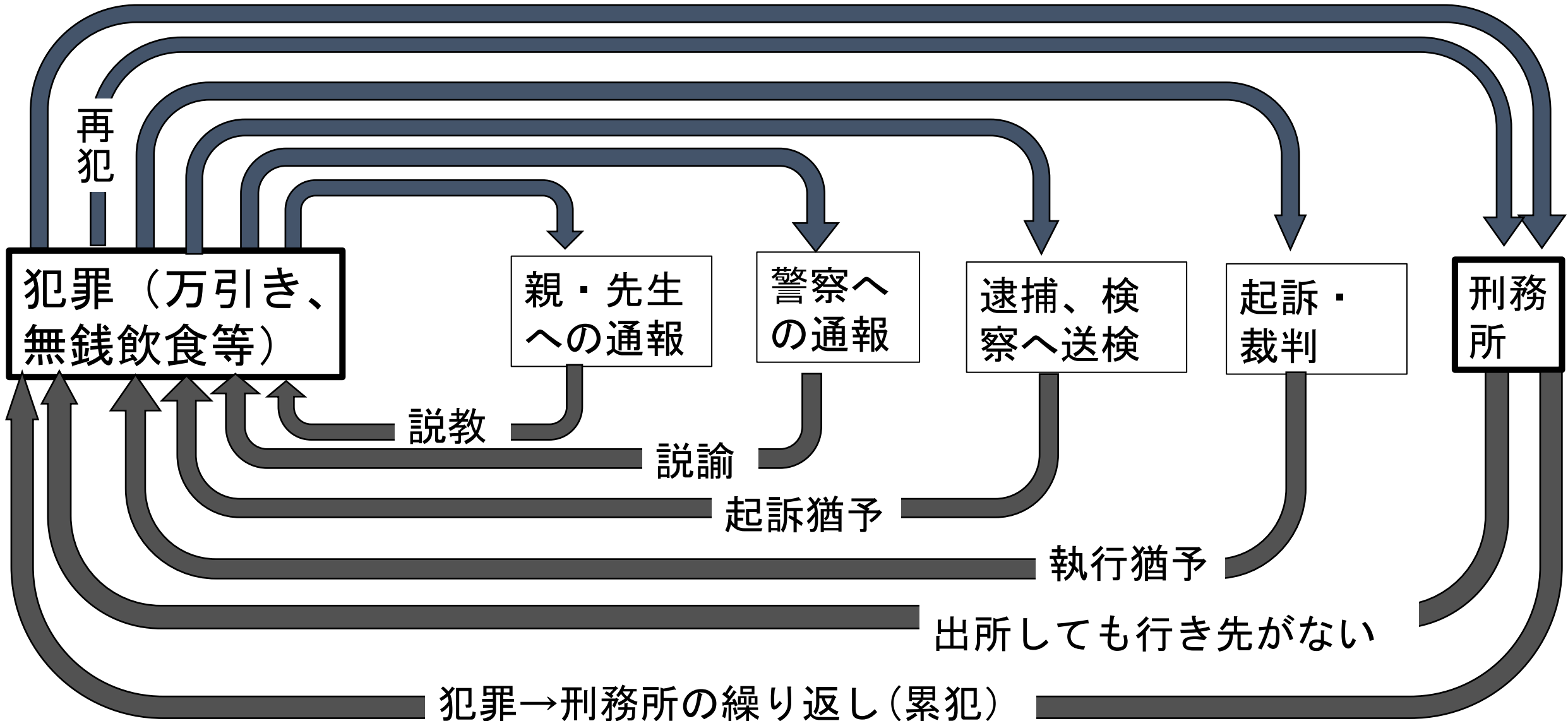


若年女性は覚せい剤が深刻

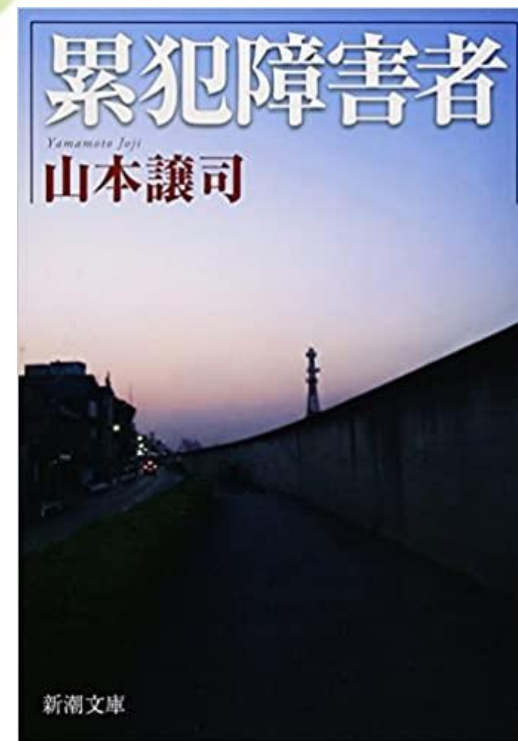


刑務所新入所者に占める覚せい剤取締法違反の割合 法務省「矯正統計」

累犯にいたる長い道のり



負の回転ドア



負の回転ドアは止められる！

山本譲司 著 (新潮文庫)

前科19犯の常習窃盗（聴覚 & 知的障害）

一審 懲役10ヶ月の実刑判決

犯行を認める理路施然とした調書や公判供述（手話や筆談）

接見の様子や反省文が支離滅裂

おかしい？

知的障害が判明

取調べ、裁判は何も理解していなかった

控訴審 保護観察付き執行猶予

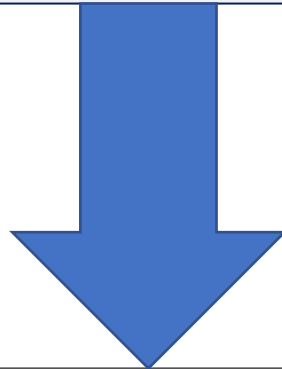
福祉施設が引き受けることが条件

これまで誰も気がついていなかった！

今は福祉施設にいて、手話を覚えながら製麺工場で働いている。趣味は絵を描くこと。

共生社会を創る愛の基金

コミュニケーション障害による不十分な取り調べや裁判
刑務所の新規受刑者の1/4に知的障害の可能性
社会に受け入れられず犯罪を繰り返す障害者や少年、高齢者



村木厚子の「郵便不正事件」の国家賠償金を先駆
的な活動をしていた（社福）南高愛隣会に寄付

罪に問われた障害者を支援するための基金を設立
（2012年2月）

担当理事：村木太郎

顧問：村木厚子

基金の事業

実践的な調査研究事業

- トラブルシューター
- 女子刑務所のあり方研究委員会
- 「暮らしのルールブック」及び「使い方」の作成 等

広報・啓発事業

- シンポジウムの開催(2020年度以降はオンライン開催)

助成事業

- 中核団体助成(1団体(2020年度)、限度額50万円)
- 草の根助成(18団体(2020年度) 限度額20万円)

暮らしのルールブック —楽しく生きていくために守ること—



知的障がい・発達障がいのあるひとのために作成された、「してはいけないこと(犯罪)」「気をつけたいこと」がわかりやすいイラストで書かれたテキスト

第1章 してはいけないこと

第2章 気をつけたいこと

第3章 悪いこと(犯罪)をしたら…

(1冊250円+送料)

発行4年で3万部、「使い方」を作成

草の根助成の活動例

- 刑務所や少年院を出た人の更生支援のネットワーク
- 医療観察法対象者の家族支援
- 出所者に対するピアサポート
- 更生保護施設における文化教室
- 刑務所出所者等の住居の確保と相談、生活支援
- 自立準備ホームの全国ネットワーク
- 刑務所入所者の子どもたちの支援
- 生きづらさを抱えた若年者たちの相談支援
- SNSによる相談体制の構築

トラブルシューター (TS) ネットワーク

➤ 目的；

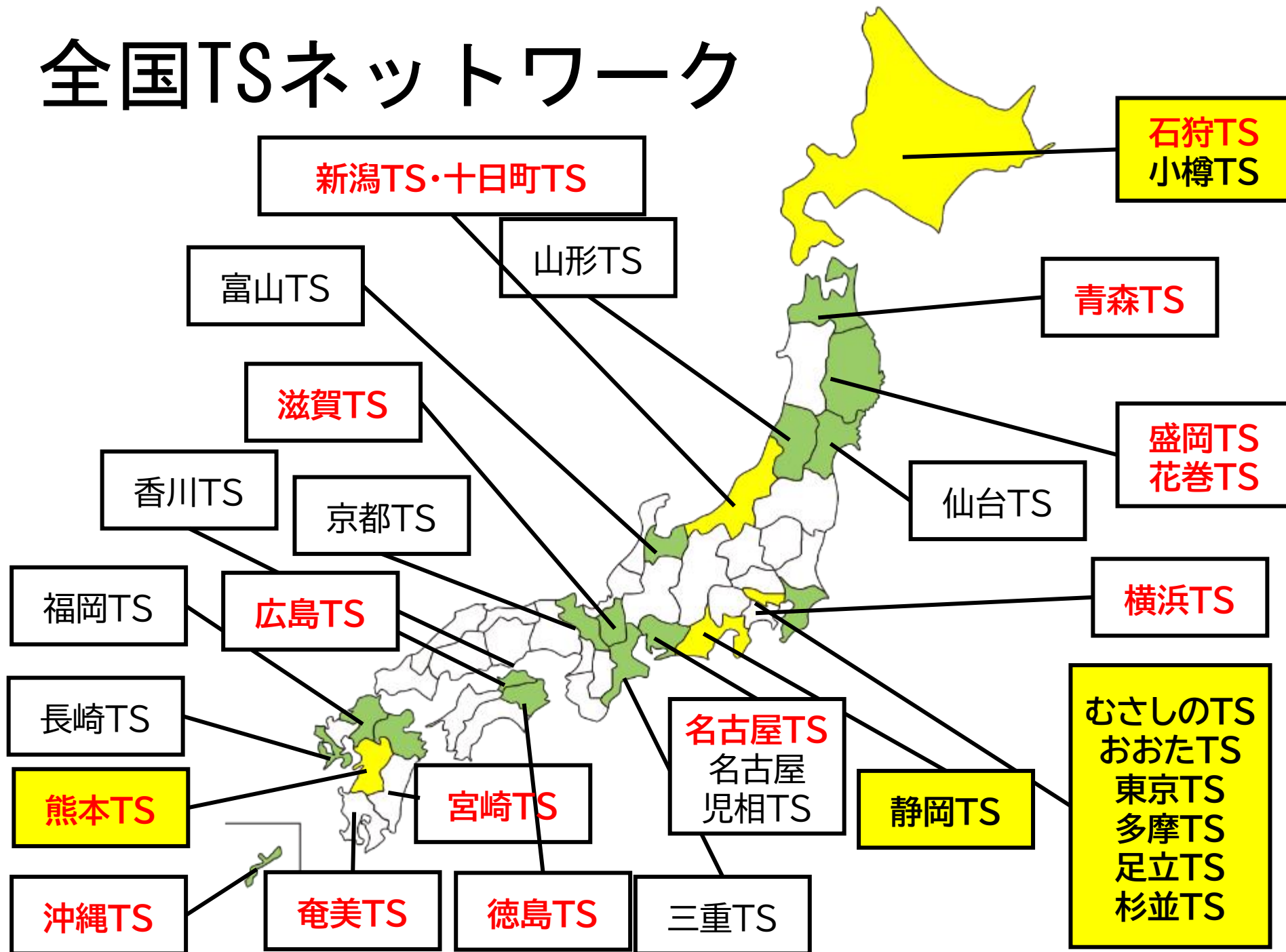
社会から孤立している、あるいはそのためにトラブルや触法行為を犯した知的障害者・高齢者（さまざまな問題行動を抱える人を含む）に対して、地域の支援者、司法関係者、矯正関係者、親、学校関係者、行政等がネットワークを組み合わせながら包括的な支援の実施体制を創る。

➤ 活動；

包括的な支援基盤およびTS人材養成

- ①地域におけるトラブル予防に向けた取り組み
- ②刑事手続きの中での司法・福祉・当事者の連携
- ③地域で支え続けるための支援者と専門的対応

全国TSネットワーク



TSネットワークの展開 《部会展開》

専門的バックアップ人材育成の取り組み(システム)

- トラブルシューター教育ネットワーク(トラ教)
- トラブルシューター支援者ネットワーク(トラサポ)
- トラブルシューター弁護士ネットワーク(トラ弁)
- トラブルシューター医療者ネットワーク(トラ医メド)

性問題行動のある思春期・青年期の知的障害とその保護者を対象としたKeepSafeプログラム（Kent大学）

Keep Safeの特色

対象

- 12～17歳（～25歳）の男性が対象
- 知的障害：IQ相当値50-70（±SD）
- スクリーニングを経て実施
- Keep Safeに参加する保護者の存在

目的

- 再犯リスクの低下を目指す（RP）
- 豊かに生きるための発達支援（GL）

知的障害者アドバイザー



性問題行動のある思春期・青年期の知的障害者とその保護者を対象とした

《Keep Safe》 プログラム マニュアル

Keep Safe: Group Intervention
for Young People with Learning Disabilities
& Harmful Sexual Behaviour(s) & their Parents/Carers

第1版



Keep Safe 開発グループ &
AWP Be Safe サービス
作成

監訳：堀江まゆみ



私たちの意見が
取り入れられています

支援のための動き（司法と福祉の連携）

犯罪行為の未然防止（トラブル段階での適切な対処）

- 社会や警察・検察等の理解の促進（親の会、学校、福祉施設）
- トラブルに対応できる者（トラブルシューター）の育成

障害者の特性を認識した適正な司法手続き

- 取り調べ段階の福祉支援
- 知的障害者の発見・対応・福祉と連携（日弁連・弁護士会、警察）
- 取り調べの可視化（検察、警察）

社会復帰の支援

- 特別調整と地域生活定着支援センター
- 検察・矯正施設への福祉的視点の導入（社会福祉士等の採用）
- 更正保護の取組（更生緊急保護、指定更生保護施設等）
- 就労の支援（協力雇用主、就労支援事業者機構、ハローワーク）
- 再犯防止推進法
- 刑法改正

再犯防止推進法（2016年）

犯罪をした者が社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援

- 国及び地方公共団体は再犯防止施策を実施する責務
- 国及び地方公共団体と民間団体の連携協力の確保、情報提供
- 再犯防止推進計画の策定（国、都道府県及び市町村）
- 教育・職業訓練、就労支援、住居の確保、医療・福祉等の施策を実施

刑法の改正（2025年6月施行）

刑法制定（1907年）以来の改正

現行	改正後
<p>○懲役刑 所定の作業が義務 作業の合間に指導</p>	<p>○拘禁刑 柔軟な処遇 ・ 刑務作業 ・ 学習指導 ・ 改善プログラム（覚醒剤、性犯罪等）</p>
<p>○禁固刑 作業の義務無し （全体の0.3%）</p>	<p>○社会復帰支援 住居、医療、就業、修学等 刑務所外での支援</p>

犯した罪に刑罰を与える

刑罰を与えると同時に改善更生（社会復帰）を支援

この10年の基金の活動でみえてきたこと

「罪に問われた障害者」の周りに同じように困っている人たちがたくさんいる

「障害者」からの拡がり＝福祉的支援を必要とする人たち

- ・ 厳しい成育環境や虐待、いじめ、孤立、困窮などで生きづらさを抱え、犯罪に走ってしまった人たち
- ・ 薬物やギャンブル依存、DV加害、盗癖等のある人たち
- ・ 地域社会になじめず、再び犯罪をしてしまった人たち

「罪に問われた」ことからの拡がり＝司法プロセスの各過程

- ・ 犯罪に走ってしまう環境
- ・ 地域社会での小さなトラブル
- ・ 取り調べや裁判の過程、警察や不起訴段階
- ・ 刑務所や少年院内の処遇
- ・ 出所（院）後の社会復帰

福祉=司法連携が重要

司法プロセスとの連携

- トラブルや警察沙汰
- 不起訴・起訴猶予後（入口支援）
- 裁判、執行猶予（更生支援計画等）
- 刑務所や少年院（所内処遇）
- 出所後（出口支援）

（司法連携先）

警察
検察、弁護士
弁護士
矯正機関
更生保護機関

連携の課題

- 制度、言葉、役割、価値観の相互理解
- 支援者・支援施設を孤立させない
- 地域社会の理解
- 情報共有と個人情報保護のバランス
- 住宅、就労、教育、医療等との連携